

特段問題はないように思われる。

TPR事件では特定資本関係5年超要件を充足する場合にも132条の2が適用されると判断されたが、本裁判例を前提とすると、その他の要件、たとえば、みなし共同事業要件のうち、規模要件などを充足する場合であつても、同様に132条の2が適用されることになるように思われる。個々の事案では、形式的な要件を充足しているだけでなく、法人税法132条の2の不当性についても検討しなければならないことに留意する必要がある。

(3) 本件への適用は

裁判所は、「法人税法57条2項についても、合併による事業の移転及び合併後の事業の継続を想定して、被合併法人の有する未処理欠損金額の合併法人への引継ぎという租税法上の効果を認めたものと解される」と判示し、合併による事業の移転と継続を不当性判断の判断基準としてい

る。
まず、特定資本関係5年超要件では、合併による事業の移転と継続は要件とは規定されておらず、法律上規定されていない要件を追加しているように思われる点で課税要件法定

主義に反する懸念がある。

仮に、合併による事業の移転と継続が繰越欠損金引継ぎの要件であるならば、特定資本関係5年超要件の要件として明確に規定しておくべきであるように思われる。また、同条にいう不当性の判断は個別具体的な事情に即してすべきと考えられるが、裁判所のように事業の移転と継続という一律の要件を課すことは、個別的否認規定で網羅できない租税回避行為に対して法人税法132条の2の包括的否認規定で対処するという構造にも合致しないように思われる。

裁判所は、合併による事業の移転

と継続を繰越欠損金の引継ぎの要件と考えたが、このように考えると、合併後に当該事業をリストラなどすることができなくなるように思われる。合併は、合併法人と被合併法人とで重複する部署の統廃合により業務遂行を円滑化しコストの低減を図ることを主要な目的の1つとしており、企業としては合併後に当該事業を同様の規模で継続するだけでなく、事業の全部または一部を縮小または廃止させることもある。裁判所の判断によれば、重複する部署の統廃合という合併の主要な目的を行う場合には繰越欠損金を引き継げなくなるおそれがあり、合併が十分に活

用できなくなることが懸念される。もつとも、裁判所の認定した事実に基づけば、本件では、旧A社と新A社の外形や機能はおおむね同様であり、合併はもっぱら旧A社の繰越欠損金をTPR(株)に引き継がせることを目的としているようにも思われる。前記の点での理論構成には疑問を抱かざるを得ない箇所もあるが、認定された事実関係に照らせば、本件において繰越欠損金の引継ぎをすることは行き過ぎとも思われるため結論としては納得できるとも考えられる。

第3章

同族会社の行為計算否認規定の適用を否定 ユニバーサルミュージック 事件の概要と判例分析

【この章のエッセンス】

●ユニバーサルミュージック事件は、組織再編後に行われたデット・プッシュダウンにより同社が多額の債

務を負担し、その支払利息を損金算入したところ、同族会社の行為計算否認規定(法132)が適用されて損金算入が否認された事件である。

●裁判所は、日本IBM事件などと同様、法人税法132条の不当性は、「専ら経済的、実質的見地において、当該行為又は計算が純粹経済人として不自然、不合理なもの